経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部改正 及び消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈の改正(制 定)について

> 令和2年11月 産業保安グループ 製品安全課

1. 背景

消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号。以下「消安法」という。)では、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、政令において特定製品を指定し、その輸入・製造事業者に対し、「経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令(昭和49年省令第18号。以下「省令」という。)」で定める技術上の基準への適合義務を課している(消安法第3条第1項)。また、省令の運用及び解釈として、「消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について(20180621保局第2号。以下「通達」という。)」を定めている。

近年、通信インフラ等の整備により、通信回線等による遠隔操作を利用した石油給湯器等の特定製品が販売されてきているが、遠隔操作に係る技術基準が整備されていないため、各社独自の基準で製品を製造・販売していることから、製品安全の観点から統一的な基準の策定を行うため、省令及び通達の改正を行う。

また、通達で引用しているJIS規格については、最新のものに更新を行う等、引用されている語句の修正等を行う。

2. 改正事項

遠隔操作に係る技術基準については、すでに電気用品安全法等で整備されている内容に準じ、石油機器の特性等を踏まえて、技術基準を策定した。特に、送風機を使用しない自然通気形の石油機器については、炎に触れることができる構造になっているものや換気等が必要なものが含まれているため、外部から遠隔で操作を行う場合に危険性が高いことから、一部赤外線リモコン等での操作を除いて、遠隔操作を禁止することとした。遠隔操作に係る規定については、省令を改正し必要な規定を制定するとともに、更に詳細な基準については、通達を改正し、必要な基準を整備した。

さらに、通達で引用されているJIS規格が古いものを引用しているため、最新のJIS規格に合わせて更新した他、省令と通達で引用されている語句等の修正を行った。

なお、現行の通達については、廃止することとし、新規に制定する。

3. スケジュール

令和2年11月施行。

なお、石油給湯器、石油ふろがま及び石油ストーブに係る技術上の基準については、施行日から6か月間は、従前の例によることができることとする。